

令和6年度

介護保険料のお知らせ

普通徴収

令和6年度の介護保険料が決定しました

介護保険料を普通徴収(納付書)により納める方へ、令和6年度の介護保険料年額をお知らせします。

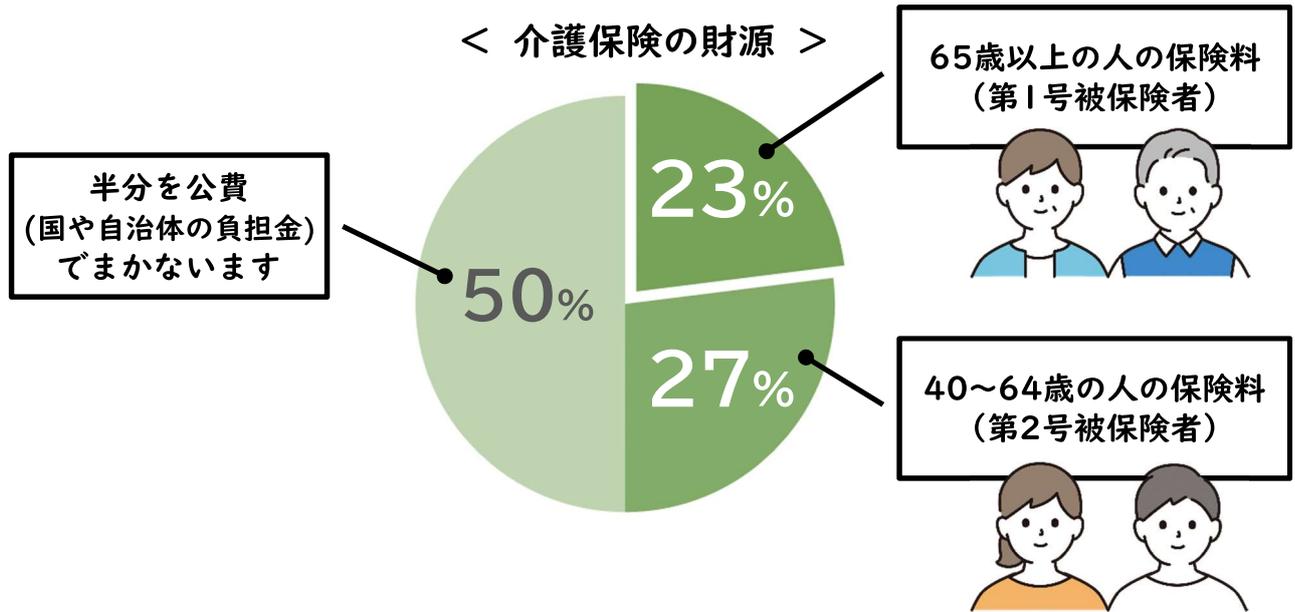
令和6年度の介護保険料は令和5年中(令和5年1月~12月)の本人の所得や世帯の住民税課税状況に基づき計算します。必ず通知書の記載内容をご確認ください。

同封の納付書を持参のうえ、最寄りの金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等で納付をお願いします。

保険料の決まり方 ~介護保険事業の大切な財源です~

●介護保険の財源

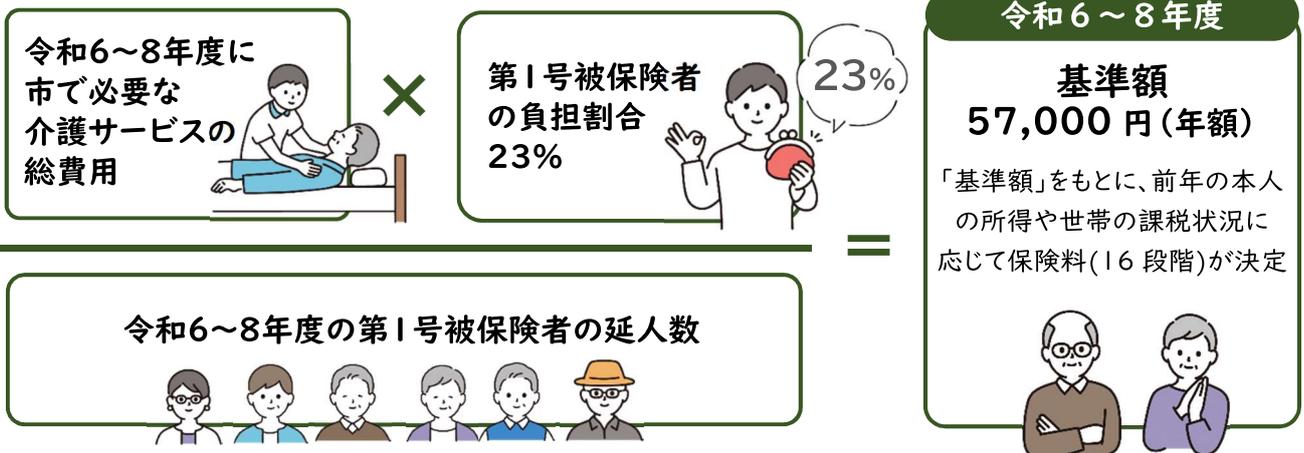
介護保険の財源は半分が「公費(国や自治体の負担金)」、残り半分は40歳以上の方が納める「保険料」から成り立っています。介護保険を健全に運営していくために、保険料の納付にご理解をお願いします。



●介護保険料の決まり方

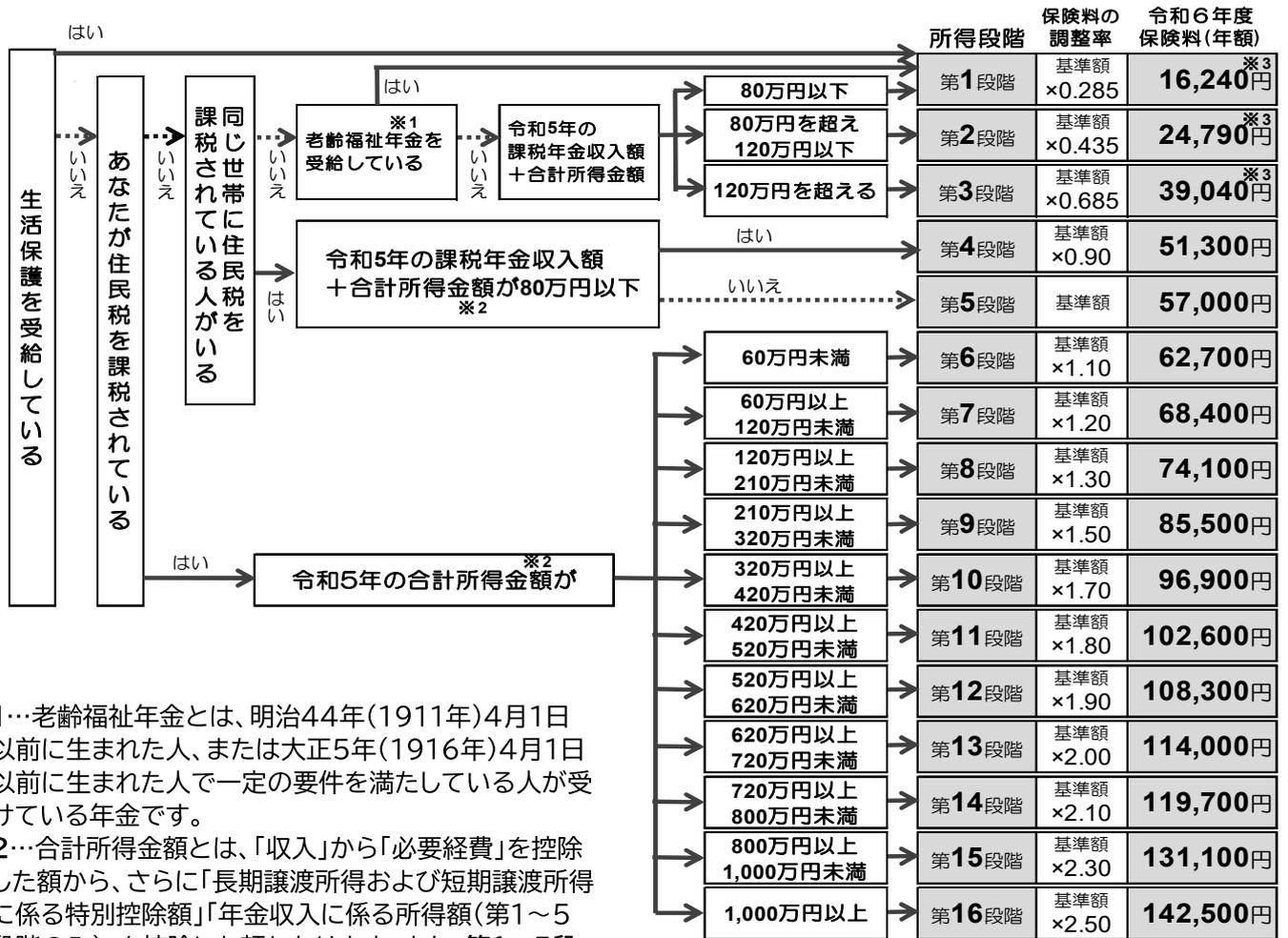
65歳以上の方の介護保険料は、市で令和6~8年度の3年間に必要な介護サービスの総費用(推計)から算出された「基準額」をもとに、前年の本人の所得や世帯の課税状況に応じて決定されます。

< 基準額の算出方法 >



あなたの介護保険料は？

65歳以上の人（第1号被保険者）



※1…老齢福祉年金とは、明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金です。

※2…合計所得金額とは、「収入」から「必要経費」を控除した額から、さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」「年金収入に係る所得額(第1～5段階のみ)」を控除した額となります。また、**第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した額となります。**

※3…第1～3段階は、公費負担による軽減後の額。

納入通知書の見方

2ページ目

令和6年度に納付する保険料額は 年額 円で、所得段階は です。

期別保険料額

| 普通徴収(納付書または口座振替など) | | | 特別徴収(年金天引き) | |
|--------------------|------|------------|-------------|------|
| 期別 | 保険料額 | 納期限 | 年金支給月 | 保険料額 |
| 1期 | 円 | 令和6年7月31日 | 4月 | |
| 2期 | 円 | 令和6年9月2日 | 6月 | |
| 3期 | 円 | 令和6年9月30日 | 8月 | |
| 4期 | 円 | 令和6年10月31日 | 10月 | |
| 5期 | 円 | 令和6年12月2日 | 12月 | 円 |
| 6期 | 円 | 令和7年1月6日 | 2月 | 円 |
| 7期 | 円 | 令和7年1月31日 | 特別徴収額計 | 円 |
| 8期 | 円 | 令和7年2月28日 | | |
| 9期 | 円 | 令和7年3月31日 | | |
| 普通徴収額計 | | 円 | | |

特別徴収

今年度のあなたの所得段階

令和6年度の保険料額(年額)

なお、特別徴収される方の翌年度仮徴収額は下記のとおりです。

| 年金支給月 | 仮徴収額 |
|--------|------|
| 令和7年4月 | 円 |
| 令和7年6月 | 円 |
| 令和7年8月 | 円 |

保険料の支払い方法と期別の納付額

3ページ目

保険料算定の基礎

| 被保険者氏名 | | 所得段階を決定する際の基礎となった所得や世帯の住民税課税状況など | |
|------------|--|----------------------------------|---|
| 本人の住民税課税区分 | | 合計所得金額 | 円 |
| 世帯の住民税課税区分 | | 課税年金収入額 | 円 |
| 老齢福祉年金 | | 生活保護(開始月) | |

令和7年度の仮徴収額 ※10月以降特別徴収のみ記載あり

介護保険料の納め方

普通徴収

- 年間の保険料を9回の納期に分けて、納付書などで納めます（100円未満の端数が出た場合は、最初の納期にまとめます）。
- 年度の途中で65歳到達または転入した方は、該当月から宗像市の介護保険料がかかります。
- 年度の途中で亡くなったり転出したりした方は、その前月分までの保険料がかかります（月の末日にお亡くなりになった方は当月分までがかかります）。
- 普通徴収による保険料は、世帯主と配偶者が連帯納付義務を負います。

金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリで納付できます

- ・ 同封の納付書を持参のうえ、最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアなどで納付をお願いします。
- ・ 納期限が過ぎた納付書はコンビニエンスストアではお取り扱いできません。
- ・ スマートフォンアプリで納付するときは、納付書の裏面をよく読んでください（領収書は発行されません。）。

便利な口座振替が利用できます（登録方法は3種類あります。スマホでの登録が可能になりました!）

金融機関で申込み

【手続きに必要なもの】

- 預貯金口座振替依頼書（同封）
- 納付書（同封）
- 預貯金通帳
- 印鑑（預貯金届出印）

市役所(収納課)で申込み

【手続きに必要なもの】

- 納付書（同封）
- キャッシュカード（端末に暗証番号の入力が必要）
- 手続きする人の本人確認書類

【対象の金融機関】福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、福岡中央銀行、遠賀信用金庫、ゆうちょ銀行、宗像農業協同組合

スマートフォンやパソコンで申込み

市ホームページ



QRコードを読み取り、登録ページにアクセスしてください。

※キャッシュカードをお持ちでない方はご利用できません

【対象の金融機関】福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、福岡中央銀行、ゆうちょ銀行

宗像市 WEB口座振替受付サービス

- ※ 申込は振替を開始する納期限の1か月前までをお願いします。
- ※ 口座振替で納付した場合、市から翌年1月に振替済通知書をお届けします。
- ※ 支払方法が特別徴収(年金天引き)に切り替わった場合は、口座振替を中止します(手続き不要)。

特別徴収

- 年金を月額1万5千円（年額18万円）以上受給している方は、特別徴収（年金天引き）により保険料を納めます。年金天引きへの切替えは市が行いますので、手続きの必要はありません。
- 10月から年金天引きに切り替わる人は、通知書の特別徴収保険料額欄（2ページ目）の10月以降に保険料額を記載していますので、確認してください。また、令和7年度の仮徴収額もあわせて通知しています。仮徴収額は改めてお知らせしませんので、翌年まで大切に保管してください。なお、切替え後は、介護保険法の定めにより、本人の希望で納付方法を納付書または口座振替などに変更することはできませんのでご了承ください。

本徴収

年間保険料額から1～3期までの普通徴収分を除いた額を、10月・12月・令和7年2月の3回に分けて納めます。

翌年度の仮徴収

令和7年度の保険料額が決まるまでの間、令和7年2月に年金天引きされた保険料額と同額を仮徴収分として納めます。

【例】10月から年金天引きに切り替わる人の場合（第5段階（年額57,000円）の場合）

| 令和6年度 | | | 令和7年度 | | | | | |
|---------------|--------|--------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 普通徴収(納付書など) | | | 特別徴収(年金天引き) | | | | | |
| 1期 | 2期 | 3期 | 10月 | 12月 | 2月 | 4月 | 6月 | 8月 |
| 6,600円 | 6,300円 | 6,300円 | 12,600円 | 12,600円 | 12,600円 | 12,600円 | 12,600円 | 12,600円 |
| | | | 本徴収 | | | 仮徴収 | | |
| | | | 年金天引き開始 | | | 同額を納めます | | |
| 年間保険料額57,000円 | | | | | | | | |



Q. 5月に65歳になりました。いつから保険料を納めればいいのですか？

A. 65歳の誕生日の前日の属する月の分から月割で算定した保険料を納めます。

5月1日生まれの場合 → 4月分から納めます

5月2日生まれの場合 → 5月分から納めます

【例】5月2日生まれの人で第5段階（年額57,000円÷12月＝月額4,750円）の場合

→ 保険料の年額は、月額4,750円×11月＝52,250円 年額52,250円を9回に分けて納めます。

Q. 年金天引きに切り替わるのはいつごろですか？

A. 月額1万5千円以上の老齢年金などを受給される人の介護保険料は、特別徴収（年金天引き）となります。なお、65歳になった人や転入した人、また前年度の途中で介護保険料額が減額になり年金天引きができなかった人は、保険料の支払方法が年金天引きに切り替わるまでに、半年から1年ほどの時間がかかります。切り替え時期はそれぞれ異なります。

【例】令和6年5月に65歳になった人 → 令和7年4月以降、年金天引きに切り替わる予定です。

※切り替えは市が行いますので、手続きは不要です。年金天引きに切り替わる方には、事前に通知します。

Q. 介護サービスを利用しなくても保険料を納めるのですか？納めた保険料は返してもらえますか？

A. みなさんに納めていただく保険料は、介護保険の大切な財源です。医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。介護保険は、助け合いの精神に基づき高齢者を支える社会保険制度です。ご理解をお願いします。

なお、市では介護認定を受けていない人を対象に、一般介護予防事業を実施しています。詳しくはお住まいの各地域包括支援センターにお問い合わせください。

収入の申告をしていない人は

- 遺族年金や障害年金など住民税課税の対象とならない収入のみの人や収入がなかった人については、確定申告等の必要がないため、申告をしていなくても、介護保険料の所得段階は第1段階または第4段階で決定しています。
- 介護保険料の年額が決定した後に、収入が明らかになった場合には、遡って介護保険料を変更し、追加で納めていただくことがありますので、正しい収入の申告をお願いします。

介護保険料を滞納すると？

- 災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、介護サービスを受ける際の自己負担割合（1～3割）が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりする、給付制限措置がとられます。納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。

40歳から64歳までの介護保険料は、医療保険料に含まれています

- 40歳から64歳までの介護保険料は、それぞれ加入している医療保険の中で医療保険料と一緒に納めています。保険料額に関しては、各医療保険組合にお問い合わせください。